船舶事故調査報告書

令和４年５月２５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和３年１０月１３日　１５時００分ごろ
発生場所	山口県田万川河口付近 江崎港龍神埼灯台から真方位０７４°１，６９０m付近 （概位　北緯３４°３９．４′　東経１３１°３９．８′）
事故の概要	漁船恵照丸は、北北西進中、船首部に高波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和３年１１月１日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　恵照丸、０．４トン ＹＧ３－６１５５１（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船体中央部のマストに折損、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　５、視界　良好 海象：うねり　波向北、波高約１．５m、潮汐　低潮時、水温　約２４℃ 山口県萩・美祢地域には、令和３年１０月９日１５時５０分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。 全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による島根県浜田市浜田港（本事故発生場所の北東方約２３海里）の本事故当日の有義波観測値は、次のとおりであった。 １５：００　波高　１．６１m、周期　６．１秒、波向　北北東
事故の経過	本船は、船長が固型式救命胴衣を着用して１人で乗り組み、田万川河口（以下「本件河口」という。）よりも上流の左岸寄りで、油の除去作業を行った後、漁港に向けて田万川を航行した。 船長は、右舷船尾端に腰を掛けて船外機を操作し、本件河口の左岸に沿って弓なりに設置された護岸の東方に達したところで、前路に波高約１．５mの高波とうねりを認めたので、一旦、船外機を中立運転として様子を見ることとした。 船長は、航行を中止して上流に引き返そうと思ったものの、沖合では高波が発生しておらず、うねりの中ならば無難に航行できるので、高波のタイミングを見計らって航行すれば、本件河口付近を無難に通過することができると思い、航行を再開した。 本船は、本件河口付近を沖合に向けて約５～６ノットの対地速力で北北西進中、第１波のうねりを無難に航行した後、船長が、すぐに第２波の高波が迫って来るのを認めたものの、どうすることもできず、

	右舷船首方から船首部に高波を受けて船首部が持ち上がり、左舷船尾側に転覆した。 　付近にいた釣り人は、本船が転覆するのを見て、１１８番通報を行った。 　船長は、海中に投げ出され、近くに浮いていた本船に積んでいた浮環に掴(つか)まっていたところ、通報を受けて駆けつけた海上保安官に救助された。 　本船は、転覆した状態で南南東方に流されて砂浜に漂着し、付近にいた者によって引き上げられた。 　本船の喫水は、船首約０．２ｍ、船尾約０．５ｍであった。 　船長は、強風注意報が発表されていることを知らなかった。
分析	本船は、強風注意報が発表され、本件河口付近に高波とうねりがある状況下、船長が、本件河口付近をタイミングを見計らって通過できると思い、本件河口付近を沖合に向けて航行したことから、右舷船首方から船首部に高波を受けて船首部が持ち上がり、左舷船尾側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報が発表され、本件河口付近に高波とうねりがある状況下、船長が、本件河口付近をタイミングを見計らって通過できると思い、本件河口付近を沖合に向けて航行したため、右舷船首方から船首部に高波を受けて船首部が持ち上がり、左舷船尾側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、河川内から海上に向かう場合、航行開始前に気象及び海象の情報を入手して状況を把握した上で航行開始の可否を適切に判断し、河口付近で海上に高波が発生していることを認めた場合、海上へ出ることなく、河川内に留まること。